



翻刻飛脚関係摺物史料(二)

藤村潤一郎

四

本稿は「翻刻飛脚関係摺物史料(一)」史料館研究紀要一六号の続稿である。史料番号三八一七三を収録した。この内で三八一七二の書誌事項は、上記(一)に記したが、三八「仕法帳」について追記すると、三井高維編著「新稿両替年代記関鍵 卷一資料編」七二九―四〇頁に、文化三年四月「定飛脚問屋六軒仲間仕法帳」として同文のものが翻刻されている。原本は帝国図書館所蔵、筆写本が三井文庫所蔵とあり、備考によると原題は「仕法帳」で、その表紙に江戸の定飛脚大坂屋茂兵衛の記名がある木版単行の配布本である。

つきに七三の書誌的事項は

大阪城天守閣所蔵文書

七三 三十石登船便覧は岡本良一編「江戸時代図誌三卷大坂」三三三頁掲載の51三十石登舟便覧によって翻刻した。京飛脚屋天満屋六兵衛と三十石早船出所との具体的な関係は明らかでない。

飛脚屋と水運との関係は、慶応三年の石井研堂所蔵「飛脚船引札」、竪八寸四分×横一尺二寸九分が、東京市役所

編纂「東京市史稿」港湾編第三、四一一―二頁に翻刻が掲載されている。それは京橋北紺屋町河岸通、六組飛脚屋通日雇仲間、蒸気船積入取扱所が、月日付で「口演」として、廻漕方御用達の江戸から大坂迄三日限の蒸気船が諸家様御荷物、百姓町人諸荷物、及び人数の乗込運賃を定めて取扱う事を「元来私共六組飛脚屋渡世ニ有之候故、今般厚奉蒙 御沙汰」ったとしている。飛脚屋と水運との関係は今後研究しなければならぬ。なお影印によるとこの引札の「月日」の下に白紙の貼紙がある。貼紙の下に文字があるかどうかは記されていない。

三十石登船については、明治三四年八月緒言、三木佐助「玉淵叢話」中卷三―六頁（解説水田紀久「明治出版史話」書誌書目シリーズ4）に、明治二年に京都へ初旅をした時の事として、（句読点を付した）

其頃京都へ参るには先づ夜食の辨當を携へまして、東横堀本町橋西詰の山勘といふ船問屋へ行き、伏見までの賃金を拂うて、三十石へ乗り込むのであります、其賃金も、一人前では伏見まで座り切にせねばならぬので、逆も辛抱が仕切ませぬから、通例先づ二人前拂ふと、幅一尺に長五尺位竹と芋とで仕切をして呉れます、それに船頭へ百文もやると、蒲團を一枚貸して呉れるのであります、所が其蒲團は一面半風子の占領地とでも云ひたい程で、其氣持の悪さ加減と申したら全く、たまつた譯のものではありませぬ、夜も更けて寒うなると、仕方があります、せぬから、之をかぶつて一眠する内に、明け六つ前と云へば、今の五時頃伏見京橋の山勘の前へ着きますので、其處へ上りまして、先づ昨夜食残しの辨當に葱汗位で朝飯を済まし、京都の川東へ行く人は本街道から、又川西へ行く人は竹田街道から進んで行きますと、丁度其日の午前十時頃に始めて何ふへ着くと云ふ有様

とあり、京都では駄屋町姉小路上ル椀屋庄三郎方に泊っているが、この宿屋について

只今では京都第一ともいふべき旅館になりました、貴顯紳士が常に泊られますが、其當時は、飛脚人足の様な者が澤山泊り込んで居りました、

としてゐる。つぎに「三十石と川蒸汽」として京都から大阪への帰路について記している。

矢張り、伏見へ出て三十石に乗るのでありますが、此三十石と申すは苦船の事で、上りにはそれに芋縄を付けて、船夫が七八人ゑんやらやつさで川岸傳ひに曳き上ります、すると船頭が一人船に残つて居て櫓棍を取るのので随分骨の折れた仕事ですが、其代り下りには、船夫二人位で鼻歌を唄ひながら櫓を漕げば、舟は自然に下流へ流れて行くので、一寸気楽に見えますけれど、乗る身に取つてはあまり気楽でもなく、時に依ると堰止の杭にぶつかつて、舟がひつくり返る事があります(中略)、其上に此三十石といふ舟は、雨天の時などはいかにも薄暗く鬱陶しさ此上もなく、悪くすると苦の隙から雨がじゃあじやあ漏るといふ厄介物、後には板屋根に硝子障子といふ、一寸気の利いた造りに改良致しまして、春は山々の霞、夏は兩岸の若葉、秋は明月、冬は白雪といふ眺めを坐ながら賞翫する事が出来る様になりましたので、大変乗心地よくなつたと人々が悦びましたが、間もなく淀川蒸気といふものが出来まして、三十石は段々捨つて仕舞ひました所が、一得一失は何事にも免れぬものと見えまして、此川蒸汽は早い事は早い、水の浅い時には始終底が着いて坐礁するので、それを引きおろすは中々容易の事ではありませぬ、やつと上つたと思ふと、又後へ引き戻して、更に進路を更へて上るといふ様な随分厄介極まるものであります。

この後に「喰はんか船」と「京飛脚と江戸飛脚」について記しているが、京飛脚屋と三十石船の関係については触れていない。

五

つぎに大火、大水の報告の摺物について、伊東彌之助氏から、これは飛脚問屋が編輯して印刷するかどうか、別の

出版社が出版したものに、単に飛脚問屋の名を入れた丈けのものなのか考える必要がある。江戸時代の摺物の中には、明らかにスポンサーを欲して発行されたものが、間々見受けられるからとの御教示をえた。今後注意したい。

追記 大阪城天守閣、国立史料館は所蔵史料の利用を許可された。内田九州男氏のご高配をいただきました。記して感謝したい。

目次

年四月

- 一一三七 (史料館研究紀要一六号掲載)
- 日本実業史博物館旧蔵国立史料館所蔵文書
- 三八 定飛脚問屋六軒仲間仕法帳 文化三年四月
- 三九 定飛脚問屋和泉屋甚兵衛他東海道行程、定飛脚
 出日
- 四〇 定飛脚所嶋屋佐右衛門東海道木曾街道筋扣抄
 文政五年
- 四一 定飛脚京屋弥兵衛年玉両面道中記抄
- 四二 定飛脚京屋、山田屋年玉両面道中記抄
- 四三 諸国定飛脚問屋和泉屋甚兵衛御年玉道中記書袋
- 四四 東京大阪廻漕蒸汽船廻漕会社運賃定書 明治三
- 四五 定飛脚会社改正賃銀附 明治四年
- 四六 陸運会社各地諸物貨運送賃銭表
- 四七 江戸三度定飛脚問屋仲間御上落ニ付飛脚荷物延
 着之義断書 文久三年正月
- 四八 江戸定飛脚仲間御上落ニ付飛脚馬荷差立方休口
 上書 文久三年二月
- 四九 江戸定飛脚仲間在来通飛脚差立方口上書 亥
 (文久三年カ) 三月
- 五〇 江戸定飛脚仲間当分道中請負ニ付口上書 亥
 (文久三年カ) 三月
- 五一 江戸定飛脚仲間別便六日限請負口上書 亥(文

久三年カ)三月

五二 江戸三度定飛脚問屋仲間大地震ニ付口上書 安

政元年十一月十五日

五三 江戸三度定飛脚問屋仲間東海道地震以来之所、

飛脚都元向差立方ニ付口上書 安政二年二月

五四 江戸屋平右衛門江戸大地震御知書 安政二年十

月七日

五五 江戸定飛脚仲間賃銀付 丑正月

五六 江戸定飛脚仲間当分飛脚賃之覚 寅十二月

五七 江戸三度定飛脚中御用向暮六ツ迄ニ仰付願書

亥四月

五八 江戸定飛脚仲間賃銀割増口上書 亥四月

五九 江戸三度定飛脚仲間七ツ半時限飛脚差立ニ付口

上書 午八月

六〇 江戸三度定飛脚仲間在来之外休日

六一 江戸定飛脚問屋中駿遠州大荒ニ付御知書

六二 国々地震聞書

六三 三度定飛脚尾張屋吉兵衛、和泉屋甚兵衛江戸飛

脚出日定

六四 定飛脚問屋大里屋庄治郎東京三度定飛脚出日

六五 東京第一定飛脚会社東国筋飛脚出日附

六六 京飛脚仲間御上洛ニ付為登諸便休口上書 文久

三年二月

六七 油諸国早飛脚出所、大阪両替手形便覽 嘉永二

年正月改

六八 西国筋早飛脚所掌嶋塀屋兵庫灘西国筋米飛脚出

所年中休日定并出刻

六九 伏見通日雇頭仲間名印鑑 嘉永七年三月

国立史料館所蔵出羽国村山郡山家村山口家文書

七〇 定飛脚所嶋屋佐右衛門諸国飛脚差立定日

国立史料館所蔵武蔵国幡羅郡下奈良村吉田家文書

七一 定飛脚所嶋屋佐右衛門諸国飛脚定日 月日

七二 定飛脚京屋、山田屋飛脚差立定日

大阪城天守閣所蔵文書

七三 三十石登船便覽

日本実業史博物館旧蔵国立史料館所蔵文書

(表紙)

三八 定飛脚問屋六軒仲間仕法帳

仕法帳

(本文)

以書附奉申上候

一 諸国飛脚御用向旧来不相替被仰付、以御蔭家業躰相統仕千万恭仕合奉存候、隨而申上候近來都而飛脚諸用向日限及延引候間、定而諸向御差支可有之哉と御察申上候、尤私共家業躰之儀者京都、大坂

御城内其外遠国御役先御用并御大小名御知行所御用奉相勤候間諸向之御用筋御差支ニ相成候儀者勿論、其外都而一躰之諸用向不辨ニ相成候故、是迄種々手段仕候得共、近來諸海道筋駅々困窮之由ニ而、人馬繼立方自然と延引ニ罷成、誠ニ家業躰等閑之勤方仕候様思召之程、何共心痛仕候、乍併私共難及自力ニ奉存候間、不

得止事、乍恐今般

御公儀様江東海道筋人馬繼立方遲滯不仕候様、御触流被下置度段奉願上、猶亦私共家業躰取締之諸仕法箇條相立、以来永久之規矩ニ相定置申度旨、御訴訟仕候処御吟味之上以 御慈悲願之通被為

仰度、重々難有仕合奉存候、依之諸仕法左ニ申上候

一 賃銀之儀是迄不同高下之御請負致候処、不正之段諸御得意様方々毎度請御察答、申訊難相立候間、此度賃銀可相成丈下直ニ積り立、已來相改不同高下無之様、平均之定賃銀ニ取極候事

一 京都大坂并東海道筋江被仰付候御品々、賃銀届先ニ而請取候様被仰付候儀茂御座候処、度々間違等有之、甚難儀仕候間、以来御當地ニ而賃銀直々御拂可被下候事一 飛脚諸用向、私共御請負仕候儀者、東海道筋京都大坂迄ニ限り候処、諸国在々江入込候諸用向之分届賃銀、御當地ニ而請取候様被仰聞候儀も御座候得共、諸国在々夥敷儀故、里数等睨と難相分場所多分御座候ニ付、東海道筋江脇道江入込候歟、又者京都大坂江在々江入

込届貨銀難相分場所者、以来先方ニ而御拂可被下候事

一御状之類ニ御上書ニ金子入と斗御書記、御持參被下候

儀茂有之処、万々一火盜、水難等出来候節、弁金仕候

儀も御座候に付、自今金子何程入と員數御書記被仰付

可被下候、以来金子員數御書記無之分者弁金不仕候事

一金銀御状類者勿論、其外何品ニ不寄、御封印被成被仰

付可被下候、万々一御封印無之御品者、以来決而御請負

不仕候事

一為替手形入御状之儀、度々間違御座候而難波仕候儀有

之候ニ付、以来定貨銀之外ニ、手形入之御増貨銀尅勿

宛申受候事

一都而御大切之御品と無銘ニ而被仰付候儀も御座候処、

荷物造り立候節、取扱方全行届兼、長途馬荷之事故、

破損等致出来、申訳難相立儀有之候ニ付、以来御上書

ニ何品と委數御書記被仰付可被下候、若無銘ニ而被仰

付、萬々一無調法ニ而破損致出来候共、辨金不仕候事

一長尺、嵩高物、水気、塩物、手薄成箱物類、都而右御

品と以来定貨銀之外ニ三割御増貨銀申請候事

一釐甲類、塗物、瀬戸物、硝子類、右御品と之儀、於道

中破損致出来、申訳難相立儀有之、難波仕候ニ付、以

来馬便ニ者御請負不仕候事

一仕切状と唱、尅々年貨銀何程宛と見積り御請負仕候儀

茂有之候處、先年從

御公儀様御吟味之筋御座候而、諸帳面取調被為

仰付候處、右仕切状之分者帳面互相記置不申候ニ付、

不埒之段奉請 御呵、重々奉恐入候、依之以来仕切状

之儀者御請負不仕候事

一飛脚出日之節、諸用向請取人相廻し候御店茂御座候處、

夜分及深更大金銀亦者御大切成御品と、多分遠方持廻

り候事故、盜難等之儀甚心痛仕候間、以来諸用向御持

參可被下候、乍併大金銀或者嵩高成御荷物為御登御座

候節者、昼之内御通達被下候者、早速罷出可申候、自

今出日定式ニ請取人相廻し不申候事

一飛脚出立刻限之儀、是迄甚及遅刻ニ候處、東海道筋

御関所并川と越立都合惡數罷成、自然と日限致延引候

ニ付、以来夜五ツ時限諸用向御持參可被下候、右刻限

過候而御持參被下候分者、次之出日互相廻候間、當日
出之間ニ合不申候事

一都而御請負申上候御品々、万々一不相届儀御座候而、

取調被仰付候儀茂御座候ハ、以來三ヶ年限被仰聞可
被下候、右年限過候而者、諸帳面取崩候ニ付、取調出
来不仕候事

中山道々京都大坂迄

一六日限仕立

賃金六兩

一去年々来ル辰年迄十ヶ年之間、東海道筋互式割増被
為 仰付候ニ付、以來定賃銀之外、右年限中通帳ノ高
江老割宛増賃銀申請候事

御状老通々掛目三百目迄ニ限り、其余百目ニ
付賃銀五匁之割合、尤五日限仕立之儀者、江
州大津宿々京都大坂迄ニ限り、道中筋之儀は
御請負不仕候

賃銀定

京都大坂迄

一四日限仕立

賃金四兩式歩

京都大坂并道中筋共

一六日限幸便金百兩

賃銀五拾五匁

御状老通々掛目三百目迄ニ限り、其餘百目ニ
但 付賃銀五匁之割合、尤東海道筋互被仰付候節
者、老里ニ付賃銀式匁之割合

式朱判老片々
金老兩迄

賃銀三匁五分

同

同老兩余三兩迄

賃銀四匁

一五日限仕立

賃金三兩

但 同三兩余五兩迄

賃銀四匁五分

割増不申請候

但 老里ニ付賃銀三匁之割合、都而仕立飛脚之儀
者、刻廻しを以差立候ニ付、出刻未ノ刻々亥
ノ刻迄ニ相限申候、且又仕立賃金之儀は道中

同五兩余七兩迄 賃銀五匁

同七兩余拾兩迄 賃銀五匁五分

其余拾兩以上百兩之割合、尤乱シ金ニ而被仰付

可被下候

同七兩余三兩迄 賃銀三匁

但 同三兩余五兩迄 賃銀三匁五分

同五兩余七兩迄 賃銀四匁

同七兩余拾兩迄 賃銀四匁五分

其余拾兩以上百兩之割合、尤乱シ金ニ而被仰付

可被下候

同 丁銀壹貫目 賃銀五拾五匁

但 小玉銀五拾目迄賃銀三匁、其余五百目迄百目

ニ付賃銀六匁之割、夫々以上貫目之割合

同

同 丁銀壹貫目 賃銀四拾五匁

但 小玉銀五拾目迄賃銀壹匁五分、其余五百目迄

但 百目ニ付賃銀五匁之割、夫より以上貫目之割

合

同 御荷物壹貫目 賃銀四拾五匁

但 掛目五百目迄御状之割、夫々以上貫目之割合

同

同 御状壹通 賃銀壹匁

但 掛目拾目迄、其余拾目ニ付賃銀五分之割合

同 御荷物壹貫目 賃銀三拾五匁

但 掛目五百目迄御状之割、夫より以上貫目之割

合

京都大坂迄

一七期限幸便金百兩 賃銀四拾五匁

式朱判壹片

金壹兩迄 賃銀貳匁五分

同

同 御状壹通 賃銀八分

但 掛目拾目迄、其余拾目ニ付賃銀四分之割合

同

一八日限幸便金百兩

質銀三拾五匁

同 御状卷通

但 掛目拾目迄、其余拾目ニ付質銀三分之割合

式朱判卷片ハ

質銀壹匁五分

同

一十日限幸便金百兩

質銀拾五匁

金卷兩迄

質銀貳匁

金卷步ハ卷兩迄

質銀八分

但 同三兩余五兩迄

質銀貳匁五分

同卷兩余三兩迄

質銀壹匁

同五兩余七兩迄

質銀三匁

但 同三兩余五兩迄

質銀壹匁貳分

同七兩余拾兩迄

質銀三匁五分

同五兩余七兩迄

質銀壹匁四分

其余拾兩以上百兩之割合、尤乱し金ニ而被仰付

可被下候

其余拾兩以上百兩之割合

同

同

一同 丁銀卷貫目

質銀三拾五匁

一同 式朱判百兩

質銀貳拾八匁

但 小玉銀五拾目迄質銀貳匁、其余五百目迄百目

ニ付質銀四匁之割合、夫より以上貫目之割合

式朱判卷片ハ卷兩迄

質銀壹匁

同卷兩余三兩迄

質銀壹匁貳分

同

但 同三兩余五兩迄

質銀壹匁五分

一同 御荷物卷貫目

質銀貳拾五匁

同五兩余七兩迄

質銀貳匁

但 掛目五百目迄御状之割合、夫より以上貫目之割合

同七兩余拾兩迄

質銀三匁

同

其餘拾兩以上百兩之割合

同

一同 丁銀壹貫目

貨銀拾匁

同七兩余拾兩迄
其余拾兩以上百兩之割合

貨銀壹匁壹分

但

小玉銀五拾目迄貨銀壹匁、其余五百目迄百目
ニ付貨銀貳匁之割、夫々已上貫目之割合

同

一同 貳朱判百兩

貨銀貳拾貳匁

同

一同 御荷物壹貫目

貨銀拾匁

同壹兩余三兩迄

貨銀壹匁

但

掛目五百目迄御狀之割、夫々以上貫目之割
合

但 同三兩余五兩迄

貨銀壹匁五分

同

一同 御狀壹通

貨銀四分

同七兩余拾兩迄

貨銀貳匁貳分

但

掛目拾目迄、其余拾目ニ付貨銀壹分五厘之割
合

同

一同 丁銀壹貫目

貨銀七匁

京都大坂并道中筋共

一並幸便金百兩

貨銀拾壹匁

但 小玉銀五拾目迄貨銀六分、其余五百目迄百目
ニ付貨銀壹匁之割、夫々以上貫目之割合

金壹歩々壹兩迄

貨銀六分

同壹兩余三兩迄

貨銀七分

但

同三兩余五兩迄

貨銀八分

同五兩余七兩迄

貨銀壹匁

一同 御荷物壹貫目

貨銀六匁五分

掛目百目迄貨銀七分、其余五百目迄百目ニ付

但 賃銀七分ノ割、夫より以上貫目ノ割合、尤勢

州津、松坂、山田迄之御荷物者壹貫目ニ付賃

銀五分御増申受候

但 右同断
同松坂迄

一六日限幸便御状壹通

賃銀五匁

同

一同 御状壹通

賃銀貳分

同山田迄

但 右同断

但 掛目拾目迄、其余拾目ニ付賃銀壹分ノ割合

一同 御状壹通

賃銀九匁

京都大坂迄

但 右同断

一歩行御荷物人持

賃銀百匁

同津迄

但 掛目五貫目限、其余壹貫目ニ付賃銀拾匁ノ割合、尤道中割増不申請候

一八日限幸便御状壹通

賃銀壹匁五分

勢州神戸迄

但 掛目拾目迄、其余拾目ニ付賃銀四分ノ割合

一五日限幸便御状壹通

同松坂迄

但 掛目拾目迄、其余拾目ニ付賃銀五分ノ割合

賃銀壹匁五分

一同 御状壹通

賃銀壹匁五分

同白子迄

但 右同断

一同 御状壹通

賃銀貳匁

一同 御状壹通

賃銀貳匁五分

但 右同断

但 右同断

同津迄

一同 御状壹通

賃銀三匁

上方筋早幸便並幸便飛脚定日

毎月

朔日 二日 四日 六日 八日 九日

十一日 十二日 十四日 十六日 十八日 十九日

廿一日 廿二日 廿四日 廿六日 廿八日 廿九日

正月者二日ノ差立、十六日相休、十七日早便

並便とも差立申候

五月者は迄六日相休、七日ニ差立候処、以来

六日ニ早便、並便共差立申候

七月者十二日早便斗差立、十六日相休、十七

日ニ早便、並便共差立申候

上方筋盆前着之並便者六月廿九日出限リニ御

座候

但 九月者九日相休、十日ニ早便、並便とも差立

申候

十二月者並便廿四日出限ニ相休申候、上方筋

年内着之並便は十六日出限リ、早便之儀は小

ノ月廿八日出限差立、尤毎月三五七十之日休

日ニ御座候得共、御用多之節者臨時ニ差立候

儀茂御座候

右者今般

御公儀様立家業跡、諸仕法并賃銀等之儀、奉願上候処、

以 御慈悲願之通被為 仰渡候間、此段御承知可被成下

候、以上

定飛脚問屋

文化三丙寅年四月日

六軒仲間

三九 定飛脚問屋和泉屋甚兵衛他東海道行程・定飛

脚出日

(一) 東海道行程

日本橋より

二り

品川

二り半

六郷川

川崎

二り半

鶴見橋

入江川

神奈川

一り九丁

程ヶ谷 二り九丁

戸塚 一り卅丁

藤澤 三り半

馬入川 二十七丁

平塚 二十七丁

花水橋

大磯 四り

國分川

酒匂川

小田原 四り八丁

御関所

箱根 三り廿八丁

三嶋 一り半

きせ川

沼津 一り半

原 三り六丁

鈴川

吉原 二り卅丁

三度橋

富士川

蒲原 一り

由比 二り十二丁

由比川

わせ川

さつた峠

奥津川

奥津 一り三丁

はたけ川

庵原川

江尻 二り廿七丁

巴川

府中 一り半

阿部川

鞠子 二り

うつのや峠

岡部川

岡部	一り廿九丁
藤枝	二り八丁
せと川	
嶋田	一り
大井川	
金谷	一り廿九丁
きく川	
日坂峠	
日坂	一り廿九丁
大泉川	
掛川	二り十六丁
つな川	
袋井	一り半
見附	四り八丁
天龍川	
濱松	二り卅丁
舞坂	一り
新居渡シ	

翻刻飛脚関係摺物史料(二) (藤村)

御関所	一り廿六丁
新居	一り卅丁
白須賀	一り半
二タ川	二り半四丁
吉田	十六丁
御油	二り九丁
赤坂	一り廿五丁
②藤川	
大平川	三り卅丁
岡崎	
矢作橋	二り卅丁
池鯉鮒	
境川	一り卅丁
扇川	
鳴海	
宮	二り

海上 岩塚 十八丁

七り 神守 一り十九丁

七り 佐谷 一り十八丁

桑名 三り川舟

町屋川 三り八丁

四日市

伊勢参宮道

神戸

白子

二り 上野

二十 津

雲津

七丁 松坂

榑田

小はた

山田

大湊

石薬師 二三八

庄野 二十七丁

龜山 二り

関 せき川 一り半

一のせ川 一り半

坂の下 二り半

鈴鹿峠

田村川

土山 二り廿八丁

松尾川

水口 三り半

よこた川

田川

あら川 二り廿五丁

石部

目川

草津 三り半

せた 矢走渡シ
膳所 三り

大亀川

鳥井川

大津

逢坂の関

京都江

伏見

淀

天の川

牧方

守口

大坂

(4) 東海道上方筋出日
朔日 二日 四日 六日 八日 九日
毎
十一日 十二日 十四日 十六日 十八日 十九日
月
廿一日 廿二日 廿四日 廿六日 廿八日 廿九日
但シ、正月、七月、七月、七月、九月、九月、十月

(5) 正六便并便ハ右出日之内、毎月二六九ノ日差立申候
仕立御履切之儀ハ、御用向被仰付次第、何時ニ不限差立、
日限早着出精可仕候

(6) 正月 元日 二日 三日 十六日 十八日
休 六月 十四日
七月 十四日 十六日 十八日
九月 九日 十一日

(3) 摂河泉和州紀州若山高野山街道有田郡宮原箕嶋浦と一圓
丹波丹後西国九筋筋肥前長崎迄、京都大坂同店々継立御
届可申、其外道中筋脇道持込之分ハその最寄取次ヲ以、
御弁理可申上候、以上

(7) 日 十二月 小ノ月廿六日限 大ノ月廿八日限
其外毎月三、五、七、十ノ日相休申候

奥州筋仙臺迄

朔日 五日 八日 十一日 十五日 十八日 廿二日 廿五日 廿八日

(8)

西上州藤岡高崎中仙道筋

朔日 五日 六日 十日 十一日 十五日 十六日 廿日 廿一日 廿五日 廿六日

(9)

東上州桐生足利大間々辺

四日 九日 十四日 十九日 廿四日 廿九日

(10)

水戸岩城相馬通

二日 八日 十二日 十八日 廿二日 廿八日

(11)

越後会津

三日 十三日 廿三日

(12)

甲府道中

四日 九日 十四日 十九日 廿四日 廿九日

(13)

駿府定便

五日 十五日 廿五日

(14)

定飛脚問屋

江戸日本橋佐内町

和泉屋甚兵衛

京都烏丸通姉小路上ル

和泉屋甚三郎

大阪内平野町松屋町通

和泉屋九右衛門

同 大手錦町

天満屋弥左衛門

同 平野町二丁目

天満屋吉左衛門

同 内平野町

尾張屋吉兵衛

同 堂島中二丁目

尾張屋七兵衛

同 堺筋安土町

江戸屋久右衛門

其外東海道筋取次所有之候

四〇 定飛脚所嶋屋佐右衛門東海道木曾街道道筋扣

抄

(表紙)

「(裏紙)」

東海道

木曾街道

道筋扣

(本文)

江戸瀬戸物町

定飛脚所

嶋屋佐右衛門

京都、大坂、伊勢、名古屋

其方上方諸々東海道筋 諸国飛脚差立定日

朔日 二日 四日 六日 八日 九日

早使十一日 十二日 十四日 十六日 十八日 十九日

廿一日 廿二日 廿四日 廿六日 廿八日 廿九日

正月八二日差立、十六日相休、十七日早并共差立申候

七月八十六日相休 十七日右同断

九月八九日相休 十日右同断

十二月八廿八日限り

並使 二日 六日 九日 十二日 十六日 十九日 廿二日 廿六日 廿九日

十二月八廿六日限り

高崎、藤岡

伊勢崎、秩父

其方上羽筋方々

但 正月八元日相休申候

朔日 四日 九日

桐生、大間々

十一日 十四日 十九日

足利、太田

廿一日 廿四日 廿九日

正月元日

但 七月十四日相休申候

水戸、太田、中湊

十二月廿九日 七日 十七日 廿七日

岩城、相馬通り

但 十二月廿七日相休申候

仙臺、福島 朔日 五日

奥羽仙臺

嶋 屋佐右衛門

出羽、山形 十一日 十五日

上羽高崎

嶋 屋佐右衛門

日光道中筋 廿一日 廿五日

上羽伊勢崎

嶋 屋佐右衛門

但 正月 元日 相休申候
十二月ハ廿三日限り相休申候

越後水原
越後三條

里 屋元治郎
鈴 木七太郎

越後水原 三日 十三日 廿三日

東海道の部 東海道 両面道中記大成
木曾路

同 三條 七日 十七日 廿七日

正月ハ十三日ハ差立申候

(中略)

但 正月ハ十七日ハ差立申候

定飛脚

江戸日本橋瀬戸物町

嶋屋佐右衛門

諸国同店之分

(裏表紙)

大阪口町(兼米町) 内平野町

津国屋十右衛門

京都高倉通御池上ル町

大黒屋莊 次郎

文政五年牛冬新調

奥羽福島

嶋 屋佐右衛門

竹原

羽羽山形

嶋 屋佐右衛門

上羽藤岡

嶋 屋佐右衛門

上羽桐生

嶋 屋佐右衛門

尾羽宮宿

小 嶋権兵衛

木曾街道、又中仙道ト云

(以下略)

(本文)

四一 定飛脚問屋京屋弥兵衛年玉両面道中記抄

(1)

○東海道。江の島。鎌倉。大山路。あたミ箱根の湯治道。

富士山道、秋葉鳳来寺。名古屋。大垣まへり。伊勢参

宮して京へいつる

年玉 両面道 中記

○京より宇治。大坂。奈良。堺。高野山。大坂より西国

へ長崎まで、木曾街道善光寺まへり。奥羽筋へ日光ま

へり仙臺松嶋まで委しるす

(2)

定飛脚問屋 江戸日本橋室町式丁目 京屋弥兵衛

○京都、大坂并ニ東海道筋、正月二日より飛脚立申候

○西上州高崎、藤岡辺 毎月五日、十日、十五日、二十

日、廿五日、晦日、小の月へ廿九日

○東上州桐生、大間辺 毎月四日、十日、十四日、二十

日、廿四日、晦日

○奥州仙臺并ニ道筋 毎月朔日、四日、十一日、十四日、

廿一日、廿四日出申候

(3)

此道中記、売物にハ不仕候、御入用之節へ取に可被遣候、

進上仕候、出来合無御座候へ御断申上候、以上

(4)

(表、裏地図略)

四二 定飛脚京屋、山田屋年玉両面道中記抄

(1)

○東海道。江の島。鎌倉。大山路。あたミ箱根の湯治道。

富士山道、秋葉鳳来寺。名古屋。大垣まへり。伊勢参

宮より京へいる

年玉 両面道 中記

○京より宇治。大坂。奈良。堺。高野山。大坂より西国

へ長崎まで、木曾街道善光寺まへり、奥羽筋へ日光ま

へり、仙臺松嶋まで委しるす

(2)

定飛脚 京屋弥兵衛

江戸日本橋室町式丁目 山田屋八左衛門

○京都、大坂并ニ東海道筋 正月二日より飛脚立申候

御年玉道中記

○西上州高崎、藤岡辺 毎月五日、十日、十五日、廿日

日本橋佐内町

廿五日、晦日、小ノ月廿九日

諸国定飛脚問屋

和泉屋甚兵衛

○東上州桐生、大間之辺 毎月四日、九日、十四日、十九日、廿四日、廿九日

九日、廿四日、廿九日

○仙臺并ニ道筋 毎月朔日、五日、八日、十一日、十五日、十八日、廿一日、廿五日、廿八日

(1)

四四 東京大坂廻漕蒸気船廻漕会社運賃定書

日、十八日、廿一日、廿五日、廿八日

○甲州筋飛脚定日 四ノ日、九ノ日

東京 廻漕蒸気船 毎月 一六定
大阪 出帆日

(3)

(2)

此道中記、売物ニ不致、御入用之節ハ進上可仕

商人ニ付食料共

(4)

並之間

彫工 江戸小網式 杉田新兵衛

一乗船賃

金 九兩

(5)

但、自分持兩掛廿七ノ目迄之賃金者差出ニ不及、上等之間并ニ部屋料之義ハ其船ニ寄不同有之ニ付、以相对取極候事

(表、裏面地図略)

以相对取極候事

四三 諸国定飛脚問屋和泉屋甚兵衛御年玉道中記書

袋

一長持

(熨斗、鶴、富士山、江戸城、日本橋欄干の図あり略)

大 金 五兩
中 金 四兩
小 金 三兩

但、重目入之分者目方改賃金相定候事

一同寸延

金六兩

一式分金

千兩ニ付

金三兩

但、前同断

大金 壹兩

壹朱銀

千兩ニ付

金四兩

一明荷

中金三分貳朱

一金札

千兩ニ付

金貳兩

小金 三分

一錢

十ノ目ニ付

銀廿五匁

但、前同断

一簞筒駕籠葛籠其外櫃箱箇物類

但、駕籠者棒拔取候事

曲尺四方ニ付

銀九匁

を以取極候事

目方拾貫目ニ付

銀拾六匁五分

一大炮小筒其外

重目之品

但、廿貫目以上 定賃 貳割増

五十ノ目以上

同 三割増

百貫目以上

同 五割増

百五十ノ目以上 同 其品ニ応シ取極メニ候事

一着荷之上会社ノ宛所迄之運送賃、届先持之事

略取扱可申候事

但、荷物之石数、人数等以書附御申出可被成候事

一積入荷物引當為替金入用之向者、代金ニ応シ貸渡シ可申、此利足金百兩ニ付貳兩貳分、當積入荷物非常難破請負相頼度向者、荷物代金百兩ニ付金壹兩、通用金銀金札共百兩ニ付金三兩差出シ候ハ、請負可申候事

一奥州筋、箱館、其外諸港之便船御用被仰付度、聊無鹿

(4)

右郵船規則中運賃等、夫々定置候得共、船數之多少、物
価之釣合々不都合之廉聊加除致シ、先當分之處書面之通
相定、荷物等大切之取扱無遲滯相届可申候、以上

刻限迄ニ御用向被 仰付可被下候様奉願上候、以上

(2)

一 飛急便之儀ハ、西京大坂五三日目ヨリ、三日半日限至
着、東海道駅々五ハ右刻割ヲ以至着仕候、則賃銀左ニ

○飛急便

東京 靈岸島大川端元越前侯屋舖
横濱 廻漕会社 ④
大阪 (印「廻漕会社」)
神戸

一 小田原迄 壹 匁

一 吉原 壹匁五分

一 岡部 貳 匁

一 見附 貳匁五分

一 豊橋 三 匁

一 熱田 三匁五分

一 関 四 匁

一 西京 四匁五分

一 伏見 四匁五分

一 大坂 五 匁

右目方五匁ヲ宍通之直段ニ定メ、依而五匁以上拾匁迄
貳通之賃、其餘右割合ヲ以頂戴仕候事

(5)

(印「室町式丁目

頭取 村井弥兵衛」)

四五 定飛脚会社改正賃銀附

(1)

改正賃銀附

一 今般東海道筋西京大阪五至急飛脚之迅速并書状賃銀差
立刻限等ニ至ル迄、都而改正、往返早着為御便利ト飛
急便、走便之兩便毎日夕七ツ時限無相違差立候間、右

(3)

一走便之儀ハ、西京大坂五五日目ヨリ五日半日限ニ至着、東海道駅ニ五茂右刻割ヲ以至着仕候、則賃銀左ニ

○走便

- 一 小田原迄 八 分
- 一 吉原 壹 匁
- 一 岡部 壹匁貳分
- 一 見附 壹匁四分
- 一 豊橋 壹匁六分
- 一 熱田 壹匁八分
- 一 関 貳 匁
- 一 西京 貳匁貳分
- 一 伏見 貳匁貳分
- 一 大坂 貳匁五分

右目方五匁ヲ走通之直段ニ定メ、依而五匁以上拾匁迄ハ、貳通之賃銀、其余右割合ヲ以頂戴仕候事

(4)

一 西京洛内大坂并東海道駅々之外、遠国横道之儀ハ賃銀

別段之事

一 右駅名間駅ニ御出状之分ハ、先駅之賃銀申請候事

一 前書差立刻限ニ後レ候分ハ後便ニ相廻リ候間、御手廻

シ御持參奉願上候

一 別段御仕立之儀ハ、何時ニ不限差立申候事

(5)

一定便之儀ハ西京大坂五十三日目至着、東海道駅々ニ

ハ此日割ニ而至着仕候、則賃銀左之通

(6) ○定便

島田駅迄

一 荷物壹メ目ニ付 貳十匁

貳十目迄 九 分

五十目迄 壹匁八分

百目迄 三 匁

貳百目迄 五 匁

三百目迄 七 匁

四百目迄 九 匁

五百目迄 十一匁

六百目迄 十三匁

七百目迄 十五匁

八百目迄 十七匁

九百目迄 十九匁

壹ノ目迄 貳十匁

熱田駅迄

一荷物壹ノ目ニ付 三十目

貳十目迄 壹目四分

五十目迄 貳匁五分

百目迄 四匁

貳百目迄 七匁

三百目迄 拾匁

四百目迄 十三匁

五百目迄 十六匁

六百目迄 十九匁

七百目迄 廿二匁

八百目迄 廿五匁

九百目迄 廿八匁

壹ノ目迄 三十匁

(?) ○定便

舞坂駅迄

一荷物壹ノ目ニ付 貳十五匁

貳十目迄 壹匁二分

五十目迄 貳匁

百目迄 三匁五分

貳百目迄 六匁

三百目迄 八匁五分

四百目迄 十一匁

五百目迄 十三匁五分

六百目迄 十六匁

七百目迄 十八匁五分

八百目迄 廿一匁

九百目迄 廿三匁五分

壹ノ目迄 廿五匁

西京大坂迄

一荷物壹ノ目ニ付 三十五匁

式十目迄 老奴七分

五十目迄 三 奴

百目迄 四 奴五分

貳百目迄 八 奴

三百目迄 十一 奴五分

四百目迄 十五 奴

五百目迄 十八 奴五分

六百目迄 廿 貳 奴

七百目迄 廿五 奴五分

八百目迄 廿九 奴

九百目迄 三十二 奴五分

老ノ目迄 三十五 奴

(8) ○定便

一金札百兩 十五 奴

但シ持目五十目迄、其余百目ニ付

銀六 奴之割合

五兩迄 三 奴 拾兩迄 四 奴

廿兩迄 五 奴 三十兩迄 六 奴

五十兩迄 七 奴五分 以上百兩之割合

一長尺手薄之品三割増シ

(9) ○定便

一正金百兩ニ付 廿二 奴五分

一銀百兩ニ付 四十五 奴

一為替手形之儀ハ、状賃之外ニ金高百兩ニ付貳 奴之割、

百兩以下者老兩ニ付三厘之割合

一先拂賃老割増シ

(10)

一遠国横道賃錢、駅名間駅之分ハ前同断之事

飛急便、走便、毎日夕七ツ時限差立候事

出日

定便丁日差立之事

未ノ 東京日本橋佐内町

七月朔日ヨリ

定飛脚

会 社 ㊤

(印「東ノ陸走会社ノ京」)

大傳馬町

同出張所

室町二丁目

定飛脚

(1) 遠方之御方様、御足勞除のため左之取次所ニ被仰付候ハゞ、毎日差立刻限迄取集メ差立申候、尤取次所ニ被仰付候ハゞ、八ツ半時迄ニ被仰付可被下候、右刻限ニ後レ候分ハ後便ニ相廻リ候事

芝浜松町 中西安右衛門 芝片門前 伊勢屋佐兵衛
芝赤羽根松本町 尾張屋卯之助 糺町七丁目 遠
州屋忠兵衛 赤坂伝馬町 武藏屋利兵衛 桜田大手
左衛門町 万屋七三郎 本郷壺丁目 小法師勘兵衛

明神下沢の井向 平野屋勇藏 神田須田町 和志屋
新七 池の端仲町 （宛不明） 口本又兵衛 東両国元町 柏屋
吉五郎 神田かぢ町 山田屋金七 かぢばし御門外
五郎兵衛町 三河屋源兵衛

四六 陸運元会社各地諸物貨運送賃銭表

(1) 各地諸物貨運送賃銭表

(2)

今般陸運元会社開業ノ御准允ヲ蒙リ、殊ニ郵便相通シ候土地エハ何様邊土トイヒトモ、毎月一回宛ハ必金子入書状ノ傳送可致旨、駅通御寮ニ御定約申上、国内一般郵便御用取扱所有之土地エハ當会社ニオイテ、出張所或ハ取継所等相設、其地用向ノ多寡ニ從ヒ、隔日或ハ一二齋、九齋、六齋適宜ノ度数ヲ以テ往復イタシ、何レモ無御差支、諸物貨運送仕候間、左ノ賃銭規則等御承知ノ上、多少ニ限ラス當社中ニ御差出シ希上候也

(3)

各地通貨賃銭

金高割合	十圓迄	二十圓迄	三十圓迄
二十五里以内	三錢	四錢五厘	六錢
五十里以内	四錢	六錢	八錢
百里以内	六錢	九錢	十二錢
百五十里以内	八錢	十二錢	十六錢
二百里以内	十錢	十五錢	二十錢
三百里以内	十五錢	廿二錢五厘	三十錢

三百里以外 二十錢 三十錢 四十錢

(4)

同物貨貨錢

五十圓迄 百圓

七錢五厘 十五錢

十錢 二十錢

十五錢 三十錢

二十錢 四十錢

二十五錢 五十錢

三十七錢五厘 七十五錢

五十錢 壹圓

一五十圓以上ハ百圓ノ割、尤百圓ノ定目ハ五十文目ト相

積リ、懸目定則ヲ豫候分ハ左ニ挙ル全國一般物貨貨錢

定ノ割合相増候事

一為換手形ノ儀ハ物貨貨錢ノ外、通貨定貨十分ノ一相増

申受候事

一封金并ニ為換手形共、金高ヲ記シ御差出シ可被下候、

金高相記サスシテ金子入、或ハ手形入ト而已認候分ハ、

萬一致紛失候共、二十五錢ノ外辨償不仕候事

懸目割合 五十目迄 百目迄 余十文目毎

廿五里以内 二錢 三錢 三厘

五十里以内 四錢 六錢 六厘

百里以内 六錢 十錢 一錢

百五十里以内 八錢 十五錢 一錢五厘

二百里以内 十二錢 二十錢 二錢

三百里以内 二十錢 三十錢 三錢

三百里以外 三十錢 五十錢 五錢

一此貨錢ヲ以全國一般遞送仕候、尤モ兩京ノ間路ハ丁ノ

日隔日差立、八日目着ノ日割ヲ以大阪モ同様使用仕候

事、○本枝兩道當会社取扱所有之近傍凡二里、市在ニ

御差出ノ分、右貨錢ノ外金子ハ五十圓迄、荷物ハ凡五

百目迄、幸便配達貨トシテ三錢ツ、相増候事、○全國

一般本道筋ニテモ取扱所無之地ヘハ、前同断三錢ツ、

相増候事、○右届方格別差急候分ハ、其地ヘ着次第別

仕立一字間五十町走ヲ以相届可申、但其地ノ模様ニ隨

ヒ賃錢ノ高下可有之候得共、一里ニ付凡五錢ノ割ヲ以申受候、尤拂濟ニテモ、先拂ニテモ差出人ノ御望ニ任セ候事、○東京内ハ十錢、西京大阪ハ八錢、其他取扱所有之地ハ廣狹ニヨリ二錢ヨリ五錢迄申受候事、○五里以外往返別仕立ハ、一里ニ付十錢ノ割ヲ以國內一般使用仕候事

(5)

東海道兩京間路十二日目着常便賃錢

廿五里以内荷物老賃目ニ付 十五錢

但百目迄三錢 余五十目每老錢

五十里以内 同 二十五錢

但百目迄四錢 余五十目每老錢五厘

七十五里以内 同 三十五錢

但百目迄五錢 余五十目每二錢

百里以内 同 四十錢

但百目迄六錢 余五十目每二錢半

百里以外兩京共同 五十五錢

但百目迄七錢 余五十目每三錢

(6)

大坂ハ兩京賃錢ノ二拾歩ノ一相増シ、尤常便ノ儀ハ枝道并ニ在々トモ持込賃錢別段申受候事

(7)

同常便駄荷物賃錢

十里迄 二圓 二十里迄 三圓 三十里迄 四圓半 四

十里迄 六圓 五十里迄 七圓半 六千里迄 九圓 七

十里迄 十圓 八十里迄 十一圓半 九十里迄 十二圓

百里迄 十三圓 百十里迄 十四圓 百二十里迄 十五

圓 西京 十六圓

(8)

同並便駄荷物賃錢

十里迄 一圓半 二十里迄 二圓半 三十里迄 三圓七

十五錢 四十里迄 五圓 五十里迄 六圓廿五錢 六十

里迄 七圓半 七十里迄 八圓半 八十里迄 九圓半

九十里迄 十圓半 百里迄 十一圓半 百十里迄 十二

圓半 百二十里迄 十三圓半 兩京 十四圓

(9)

兩京間路別仕立賃錢

三日限刻廻シ 金二十圓 但 五百目限

四日限同 金十五圓 但 壹貫目限

五日限同 金十二圓 但 二貫目限

六日限同 金十圓 但 三貫目限

(10)

一途中行ハ右賃錢割合ノ事

一別仕立ノ儀ハ何時ニテモ差立申候、尤壹貫目以上過目

有ル品ハ式箇ニ御造リ揚ケ可被下候事

(11)

歩行荷物賃錢

兩京間路

人足壹人 金五兩

一掛目七貫目迄、其余七百目毎ニ一分増シ、但兩京以内

着ノ分ハ右ニ照準シ割合致スヘキ事、○旅行ノ節所持

ノ御荷物兩掛長持其他入用ノ人夫等繼場駅毎ニ賃錢拂

方煩雜ヲ厭ヒ候御方ハ、沿道ノ賃錢不殘御拂込ニ相成

候トモ、聊無差支繼立可仕候事

翻刻飛脚關係摺物史料(二) (藤村)

(12)

一東海道駅々ヨリ御差出シニ相成候節ハ、右区別致シ候

里程賃錢ノ割合ヲ以、元会社荷物扱所ニテ御受致シ候

事、○常便荷物配達ノ儀ハ会社最寄ハ格別、手遠ノ分

ハ相當ノ届料申受候事、但大荷物ハ遠近ニ応シ、相當

ノ届料申受候事、○賃錢ノ儀ハ総テ現金ニ御拂可被下

候、尤先拂品ハ増賃錢申受候事、○荷物ノ儀ハ都テ封

印量目ヲ証トシテ取扱候規則ニ付、品物ハ量目封印共

シカト之ヲ記シ、尚送書ヘモ同様相認メ御差出可被下

候、万々一紛失致シ候節ハ、量目ニ応シ相當ノ弁償可

被致候事、但高料ノ品封入ノ節ハ、品書目録屹度相添

御差出可被下候、金銀地細工ノ品并輕目ニシテ高金ノ

品物ハ正金同様ノ致取扱候ニ付、相當ノ御増申受候事、

○品物入着配達ノ節モ右同様、量目封印等入念相改御

受取可被下候、既ニ取渡シ相濟候後ニ至リ、彼是有之

共決テ御取敢不申候事、○不着調ノ儀ハ十ヶ月ヲ限り

候事、○長尺、嵩物、手薄ノ品々ハ、定賃ヘ十分ノ三

相増候事、但、箱物類ハ十分ノ一相増候事、○火薬并

火器、瀬戸物、濡濕物、其他右ニ類シ候品ハ、幸便ニ

テハ御受不致候事

(13)

右東海道ノ外各道一般大小ノ荷物運送仕候、尤賃錢調中ニ付、改正迄ハ従前定飛脚会社賃錢表ヲ以、當分御受致シ候事

(14)

出張会社并取扱所ノ儀ハ各地ヘ相設置候間、最寄同社中ヘ御差出希上候也

(15)

受取時刻、午後四時限リ、其後ノ分ハ次便ヘ相廻シ候事

(16)

大阪 内平野町二丁目 陸運元会社

西京 烏丸通姉小路上ル 同

東京 日本橋東佐内町 同

印

(印「八木会社ノ諸國陸運ノ佐倉久二良」)

四七 江戸三度定飛脚問屋仲間御上洛ニ付飛脚荷物

延着之義断書

乍憚以書附御断奉申上候

一 近来道中筋宿々馬拂底之折柄、諸家様方御大勢御通行被遊候ニ付、飛脚荷物継立方不尺取、往返共格外之延着ニ而申訳も無御座候、然処此般

御上洛被為在候ニ付、諸侯様追々之御旅行被遊、弥以飛脚荷物継立方障取、江戸表五幸便六日限之飛脚十五日、或は廿日餘りも相掛り可申候、尤八日限、十日限之分も右ニ准シ延着可仕候、幾重ニも御勘弁可被成下候、且は御差急御用向之儀者、正六日限便ニ被仰付可被成下候、此段御断奉申上候、以上

但し三州路ハ江戸表共、並便之儀は當分相休申候、尤金銀書状之分は御弁利仕候

右之段御聞濟可被成下候様奉願上候、以上

文久三亥年 江戸三度定飛脚問屋

正月

仲間 印

(印「江戸ノ定飛脚仲間ノ三度」)

四八 江戸定飛脚仲間御上洛ニ付飛脚馬荷差立方休

口上書

乍憚口上

一御上洛ニ付、来ル十七日夕追而御案内申上候迄、飛脚馬荷差立方相休申候、此段御断奉申上候

但、江戸道中共、正六日限便之儀者、二、五、八ノ

日暮六ツ時限差立申候、猶又別御仕立之儀者、

何時ニ而も御請負可仕候、尤金銀者御請負不仕

候

亥二月

江戸定飛脚

仲間 [印]

(印「江戸ノ定飛脚仲間ノ(印が付いてない)」)

四九 江戸定飛脚仲間在来通飛脚差立方口上書

乍憚口上

一 来ル「七日」夕在来之通、飛脚差立方仕候ニ付、不

相替御用向被仰付可被下候様奉願上候、以上

但、並便之義は當分相休申候

亥三月

江戸定飛脚仲間 [印]

(印「江戸ノ定飛脚仲間ノ三度」)

五〇 江戸定飛脚仲間当分請負ニ付口上書

乍憚口上

一當節道中筋混雜致候ニ付、繼立方尺取不申、依之四月

朔日夕當分之内、正六日限、幸便六日限并道中早便而

已御請負仕、其余諸便とも暫相休申候間、此段御断奉

申上候、以上

但シ、別仕立之儀者何時ニ而も差立可申候、都而

先拂賃之儀者一切御断申上候、尤別便六日

限者差立可申候

亥三月

江戸定飛脚

仲間 [印]

(印「江戸ノ定飛脚仲間ノ三度」)

五一 江戸定飛脚仲間別便六日限請負口上書

乍憚口上

一正六日限近来延着勝ニ付、此度右便之外ニ別便六日限御請負仕候ニ付、賃銀左之通

一御状 尅通ニ付 賃 金尅朱

但シ、目方拾匁迄、其余拾匁ニ付賃銀四匁

尤御手形并証文入ハ賃銀ノ外ニ銀式匁御増

申受候

時ノ相庭不抱、金尅両ニ付六拾四匁、端銀尅匁ニ

付百文

右之通、二、五、八ノ日差立仕候間、夜五ツ時迄ニ被仰付被成下候様奉願上候、以上

亥三月

江戸定飛脚

仲 間 [印]

(印「江戸ノ定飛脚仲間ノ三度」)

五二 江戸三度定飛脚問屋仲間大地震ニ付口上書

乍憚口上

一當月四日、五日大地震ニ而、東海道大荒仕、別而遠効、駿脇路人家相潰、人馬繼立不相成、依之往來人馬通行

相始り候迄、早便、並便とも差立方相休申候、尤尅人立往來之義は出来候ニ付、別仕立御状并當分正六日限便御状之分は御請負仕候、此段乍憚書附を以御断奉申上候、以上

十一月十五日

江戸三度定飛脚屋

仲間

猶々三劬吉田宿迄之義は在來通御請負仕候事

[印]

(印「江戸三度金飛脚ノ大阪内平野町大澤

町ノ中津國屋十右エ門」)

五三 江戸三度定飛脚問屋仲間東海道地震以來之所

飛脚都而元向差立方ニ付口上書

口上

[印]

一去十一月東海道地震以來、新規飛脚差立方仕罷在候所、道中筋追々相直り候ニ付、當二月十一日ノ早御日限并並飛脚共都而元向ニ差立方御請負仕候、尤御日限出精可仕候得共、荒宿之儀別而繼立方手間取候段、心配奉

存候、此段御憐察被成下、不相交御用向被為 仰付被
下置候様奉願上候、以上

卯二月

江戸三度定飛脚問屋仲間

(印「江戸三度金飛脚／大坂内平野町大澤町

〔申津國屋十右エ門〕)

五五 江戸定飛脚仲間賃銀付
一御状沓通ニ付

六日限

賃銀貳匁

但、掛目貳十匁迄、其余十匁ニ付六分替

八日限

同 壹匁貳分

但、掛目貳十匁迄、其余拾匁ニ付四分替

十日限

同 七分

但、掛目貳十匁迄、其余十匁ニ付三分替

五四 江戸屋平右衛門江戸大地震御知書

江戸大地震

一當月二日亥之刻御屋敷方寺院市中共、土蔵建物等大半

震倒レ、即死人怪我人等有之、潰家ノ出火ニ相成候由、

京橋、南伝馬町、大名小路御屋敷數多、築地辺、銀座

新橋辺、深川本所辺五六ヶ所、糺町辺、小川町辺、吉

原丸焼、猿若町辺、御藏前辺、和泉橋通、大伝馬町辺、

右之外所ノ出火、近在近国大地震之由申参り候、此段

御しらせ奉申上候、已上

十月七日

江戸屋

平右衛門

一御状箱

六日限

賃五匁

但、掛目三十匁迄、其余十匁ニ付六分替

八日限

同 三匁

但、掛目三十匁迄、其余十匁ニ付四分替

十日限

同 貳匁

但、掛目三十匁迄、其余十匁ニ付三分替

手形入御證文入者壹匁ツ、御増奉申請候

一別便六日限御状沓通

賃金壹朱

但、掛目十匁迄、其余十匁ニ付銀四匁替

手形入御證文入ハ式匁ヅ、御増奉申請候

一正六日限御状老通ニ付賃銀三匁

但、掛目十匁迄、其余十匁ニ付銀式匁替

手形入御證文入ハ式匁ヅ、御増奉申請候

一御荷物老メ目ニ付

六日限 賃銀五十五匁

八日限 同 三十三匁

十日限 同 式十匁

但、五百匁以下ハ書状之割

但、永尺、嵩物、水気、塩気、手薄之箱類、都而定價銀

之外ニ三割之御増奉申請候

一金百兩ニ付

六日限 賃銀五十匁

但

金子入^ル 三匁五分 老兩余^ル 四匁

老兩迄 三兩迄 三兩迄

三兩^ル 五匁 七兩^ル 五匁五分
七兩迄 十兩迄

八日限 同 三拾五匁

但

金子入^ル 式匁 老兩余^ル 式匁五分
老兩迄 三兩迄

三兩余^ル 三匁 七兩余^ル 三匁五分
七兩迄 十兩迄

十日限 同式十式匁

但

金子入^ル 老匁五分 老兩余^ル 式匁
老兩迄 三兩迄

三兩余^ル 式匁五分 七兩余^ル 三匁
七兩迄 十兩迄

但、老朱銀、老分銀ハ右賃之倍増奉申請候

一銀老貫目ニ付

六日限 賃銀六十匁

八日限 同 三十五匁

十日限 同 式十二匁

一勢州、尾州路 御荷物老メ目ニ付
三州岡崎迄

賃銀三十五匁

早便

金百兩ニ付貨銀三拾匁

五六 江戸飛脚仲間当分飛脚賃之覺

當分飛脚賃之覺

但

江戸表迄

金子入 式匁五分 七兩余の 三匁

一御狀 尅通 貨銀尅匁

尅兩迄 三兩迄 七兩余の 四匁

持目拾匁迄、余は拾匁に付貨六分之割合、尤手形

三兩余の 三匁五分 十兩迄

証文入ハ外ニ尅匁増申受候

一別仕立御狀尅通

同

正三日半限 貨金「八兩式分」
(株也) (後集) (十匁)

一金百兩ニ付 貨廿五匁

正四日限 同 「五兩式分」
(株也) (後集) (八匁)

但し、五兩迄は 貨三匁

但、掛目三百目迄、其余百匁ニ付式拾匁替

拾兩迄は 貨四匁

正五日限 同 「四兩式分」
(株也) (後集) (六匁)

其余は百兩之割合

正六日限 同 「三兩」
(株也) (後集) (四匁)

同

但、掛目三百目迄、其余百目ニ付十五匁替

一日限之儀 江戸迄十一日目位之着

金相場尅兩ニ付銀六拾四匁立、端銀尅匁ニ付錢百文立申

但し、是迄定御座候六日切、七日切、八日切、十日切、

請候

並便等之御受負ハ一切不仕候、尤別仕立并ニ正

丑 江戸定飛脚

六日限之義ハ、是迄通り御受負仕候事

正月

仲間 同

同

(印)「江戸ノ定飛脚仲間ノ三度」

一十五、六日便 荷物尅目ニ付貨銀拾五匁

但シ、吉田宿の先之儀は右十五、六日便ニ差合候ニ付、
賃銀之義ハ右同断申受候事

一道中筋早便之儀ハ、吉田迄ハ是迄之通賃銀ニ而御請負
仕候、夫の先宿之儀は前文江戸同様之賃銀ニ而御受
負仕候事

一道中筋並便之義は、吉田迄は是迄之通り之賃銀ニ而御
請負仕候事

但し、毎月五ノ日飛脚差立申候

右之通當分之弁利ニ飛脚差立申候間、在来之定日通り暮
六ツ時限り御持參可被下候、已上

寅十二月八日差立申候 江戸飛脚仲間 [印]

(印)「江戸三度 定飛脚ノ大坂内平野町神明

東ノ中津国屋十右衛門」)

五七 江戸三度定飛脚中御用向暮六ツ時迄ニ仰付願書

以書附奉願上候

一飛脚 御用向旧来不相替被為 仰付、以御蔭家業躰相
続仕、冥加至極難有仕合奉存候、然ル所近来道中筋困

窮打続追々馬数相減、繼立方相滞候折柄、去秋已来以
猶難涉弥増、繼立方六ヶ敷相成、御請負仕候御用向及
延着、追々蒙御察答、如斯ニ而者御用弁ニ不相成、家
業道ニ相背ケ申訳無御座奉恐入候、尤近年三都為申合、
道中宿々へ掛合、駄賃増錢等差遣、種々心配ヲ尽候得
共、最早不及力義ニ相成候ニ付、誠不成容易御義与恐
多奉存候得共、無是悲今般於江戸表東海道宿々上
御触流之義奉願上候、就右飛脚差立方等ニ至迫心配不
仕候而者奉恐入候、依之夕刻限ニ飛脚出立為致度奉存
候間、来ル五月朔日御用向之義、暮六ツ時迄ニ被為
仰付可被下候様奉願上候、自然右時刻後ニ被為 仰
付候御用向之儀者、次便ハ相殘シ差立方可仕候、然ル
上者御用向ニ寄、御勝手御差支之程茂難斗、心配奉存
候得共、恐多キ 御触流奉願上乍罷居、手元差立方等、
等閑ニ仕置候而者、申訳ケ無御座奉恐入候、何分前書
之次第早着御弁利之所ヲ大專ニ心配仕候義ニ御座候間、
此段御憐察被為 成下、御聞濟被為 下置、暮六ツ時
迄ニ被為 仰付可被下候、万一夜ニ入、手仕舞方仕居

候所正御用向被為 仰付候義御座候而者、未夕飛脚出立不仕故、押而御断難奉申上候、如斯相成候節者、自然ト手仕舞方相後レ、飛脚出立遅刻仕、早着御弁利之心配仕候、所詮無御座候様成行可申義ニ御座候間、此段深ク御高察被為 成下、奉願上候通 御聞濟之程奉願上候、已上

亥四月 江戸三度定飛脚中 [印]

(印「江戸三度ノ世話番ノ定飛脚屋」)

五八 江戸定飛脚仲間賃銀割増口上書

乍憚口上

一 近年道中筋困窮弥増諸雜用相嵩、尚亦追々割増被仰出候ニ付、左之通奉願上候

一六日限 金百兩ニ付 賃銀四拾五匁

但 金壹兩ハ 金五兩以上
同五兩まで 賃四匁 同十兩まで 賃五匁

荷物沓貫目ニ付賃銀五拾目

一七日限 金百兩ニ付 賃銀四拾目

翻刻飛脚関係摺物史料(二) (藤村)

但 金壹兩ハ 賃三匁五分
同五兩まで 同十兩まで 賃四匁五分

荷物沓貫目ニ付賃銀四拾目

一八日限 金百兩ニ付 賃銀三拾目

但 金壹兩ハ 賃貳匁五分 金五兩以上
同五兩まで 同十兩まで 賃三匁五分

荷物沓貫目ニ付賃銀三拾目

一十日限 金百兩ニ付 賃銀貳拾目

但 金壹兩ハ 賃貳匁 金五兩以上
同五兩まで 同十兩まで 賃貳匁五分

荷物沓貫目ニ付賃銀拾八匁

但、沓歩銀、沓朱銀ハ右賃銀倍増申請候

右之通「来ル五日ハ」當分之内御承知可被成下候、且又相場金壹兩ニ付銀六拾四匁ニ而御勘定被成下候様奉願上候、以上

亥四月 江戸定飛脚

仲間 [印]

(印「江戸ノ定飛脚仲間ノ三度」)

五九 江戸三度定飛脚仲間七ツ半時限飛脚差立ニ付

口上書

乍恐口上

一今般御停止被為仰出候ニ付、七ツ半時限り飛脚差立仕候間、七ツ時迄ニ御用向被仰付候様奉願上候、以上

午八月

江戸三度定飛脚

仲間

六〇 江戸三度定飛脚仲間在来之外休日

在来之外休日

正月廿五日 二月初午 三月四日 四月十七日

六月朔日 七月七日 霜月朔日

右之通御承知可被申候、以上

江戸三度定飛脚仲間

六一 江戸定飛脚問屋中駿遠州路大荒ニ付御知書

駿遠路大荒

一 六月十二日大雨ニ而袋井、掛川、日坂、金谷、嶋田、

○加賀、能登、越中、越後、若狭敦賀、彦根、

藤枝辺押水ニ而流家多分有之、道路大荒死人等有之候、

猶又同月廿三日、廿四日稀之大雨、雷鳴ニ而足高山崩所出来、奥津東さつた峠大崩、大岩転落通行不相成、宇都

谷山中崩所多、駿州路川と満水、橋と流失、沼津、柏原、

大野新田、元吉原、岩湧川岸、蒲原、倉沢、小吉田、府

中、手越村、まる子、岡部、右所と押水ニ而流家多少有

之、死人も出来仕候、箱根山東之義は難相分候、右之段

道中と申越候ニ付為御知申上候、以上

七月

江戸定飛脚

問屋中

六二 国々地震聞書

国々地震聞書

○勢劔桑名、四日市、和劔奈良、郡山、笠置、江劔小花

川、膳所、石部、水口、日野、伊野上の

右者別へつしき而おほ厳おほしく大荒之由、ことニ四日市ハ出火有

之、過半くはん焼亡しやうぼう之よし

右者大低京都之震と同断之よし

○尾劬、美濃、伊勢御兩宮辺ハ格別之こと無之由

○備前、備中、備後、大坂、紀劬、

右者京都と同じ位と承候、但、西之宮、灘辺、甲

山に洪水之よし

○丹波、丹後、但馬、京都よりハ小々甚きよし

右者飛脚屋其外上下之旅客之噂を聞るまゝに記して、

遠国ニ親類ある人々の心得となさんためなり

六三 三度定飛脚尾張屋吉兵衛・和泉屋甚兵衛江戸

飛脚出日定

(1)

江戸飛脚出日定

(2) 毎月出日

朔日 二日 四日 五日 七日 八日 十一日 十二

日 十四日 十五日 十七日 十八日 廿一日 廿二

日 廿四日 廿五日 廿七日 廿八日

(3) 年中休日

正月元日、二日、十五日 三月二日 五月四日、

五日 六月十七日、廿二日、廿五日、廿八日 七月

十四日、十五日 八月朔日 九月八日

毎年從正月四日始メ、十二月廿五日限り相休申候

(4)

東海道筋、尾州名護屋、勢州路并ニ東國筋

但し、何れ茂任立飛脚之儀、昼夜にかぎらず何時に

ても差出し可申候

(5)

大坂内平野町二丁目

尾張屋吉兵衛

三度定飛脚

江戸日本橋左内町

和泉屋甚兵衛

六四 定飛脚問屋大黒屋庄治郎東京三度定飛脚出日

(1)

東京三度定飛脚出日

(2) 毎月

二日 五日 八日 十二日 十五日

十八日 廿二日 廿五日 廿八日

(3)

正六日限 早便 中便 常便

(4)

右之通、東海道筋飛脚差立申候、尤御用之節正八ツ時
限りニ被仰付可被下候様奉願上候

例年左之通り休日御座候間、御断奉申上候

(5)

正月朔日、三日、七日、十五日

三月二日、三日

五月四日、五日

七月十一日限りニ飛脚差立仕舞ニ御座候、盆後十八日

差立申候

九月八日、九日

十二月、大ノ月廿五日限、小ノ月廿四日限

正月、初便り都而一日より飛脚差立申候

(6) 但シ、休日ニ而も御用多之節ハ、臨時飛脚差立方

仕候

(7)

御仕立御用向之義ハ昼夜ニ不限、即刻差立方仕候

(8)

從東京店諸方飛脚差立之定日

日光道中 常州土浦

下野出羽一五八ノ日 水戸岩城 二八ノ日

奥州一圓 相馬仙臺迄

仲仙道 一四 奥州会津通

武州路 六九ノ日 越後水原迄 三ノ日

上野一圓

三國通 七ノ日 信州上田松本

越後三条迄 松代善光寺辺 八ノ日

越後高田柏崎辺新潟迄

奥州海道 仙臺 一ノ関 津輕弘前

南部 盛岡 野辺地 青森湊 三馬屋湊 四九ノ日

松前 福山 江差 箱館 并右最寄在々共

(9)

高倉通御池上ル終町

大黒屋庄治郎

大坂内平野町大沢町

同店津国屋十右衛門

(大) 定飛脚問屋

東京日本橋瀬戸物町

同店嶋屋佐右衛門

六五 東京第一定飛脚会社東国筋飛脚出日附

(1)

東國筋飛脚出日附

(2) 毎月

二日 四日 六日 八日 十日 十二日 十四日 十

六日 十八日 廿日 廿二日 廿四日 廿六日 廿八

日 晦日

(3)

右之通、東海道筋飛脚差立申候、尤御用之節正八ツ時

限りニ被仰付可被下候様奉願上候

例年左之通り休日御座候間、御断奉申上候

(4)

正月十六日 三月二日 五月四日 六月十四日

七月、十日限り飛脚仕舞ニ御座候、盆後十八日〆差立

申候

九月八日 十二月、大ノ月廿六日限、小ノ月廿四日限

正月、初便り総而二日より飛脚差立可申候

(5) 但シ休日ニ而も御用多之節ハ、臨時飛脚差立方仕

候

(6)

御仕立御用向之儀ハ、昼夜ニ不限即剋差立方仕候

(7)

從東京店諸方飛脚差立之定日

日光道中

常州六浦

下野出羽一五八ノ日

水戸岩城 二八ノ日

奥州一圓

相馬仙臺迄

仲仙道

一四 武州路

奥州会津通

六九 上野一圓

越後水原迄 三ノ日

三國通

信州上田松本

越後三条迄

松代善光寺迄 八ノ日

七ノ日

越後高田柏崎辺新潟迄

奥州海道

仙臺 一ノ関 津輕弘前

南部 盛岡

野辺地 青森湊 三馬屋湊 四九ノ日

松前 福山

江尻 箱館 井右最寄在くとも

(8)

烏丸通姉小路上ル町

東

京 第一定飛脚会社 (印)

(印)

〔東京ノ定飛脚会社ノ第一〕

六六

京飛脚仲間御上洛ニ付為登諸便休口上書

乍憚口上

一御上洛ニ付、京都為御登諸便當廿九日限りニ相休申候、此段御断奉申上候、以上

(6)

泉州堺大小路 和泉屋安兵衛

(5)

油 諸 早飛脚出所

(4)

印 (印) 〔御影ノ名田屋ノ油飛脚ノ利輔〕

(3)

△印の分ハ兩替にてハ無之候得とも、手形多分相廻り候ゆヘ加之

(2)

次第不同、或ハ別家ニあらずといへども同家号の分ハ同所ニ加之

(1)

嘉永二年酉正月改

六七

油諸国早飛脚出所・大阪兩替手形便覽

御得意中様

〔但し晦日、無御抛御急用向出口走り、店走り御状丈ケハ差登し奉申上候〕

但し、別仕立飛脚之義ハ何時ニ而も差立可申候

亥二月 京飛脚仲間

同 岸和田

大木屋長 蔵

同 貝塚

塩屋作兵衛

同 佐野

米野藤 助

同 尾崎

坂本屋嘉右衛門

尼ヶ崎

土佐屋幸 助

鳴尾

江嶋屋久 七

今津

小倉屋茂兵衛

西宮

西尾屋武兵衛

なだ魚崎

灘屋利兵衛

同 みかげ

灘屋利 助

同 新在家

上田屋徳次郎

神戸

小嶋屋善兵衛

兵庫

西尾屋武兵衛

明石

松葉屋長 蔵

堂嶋

車屋源右衛門

(9) 大阪両替手形便覧

十人

今ばし一丁目

天王寺屋五兵衛

かじ木町

△ 同 伊右衛門

七郎右衛門丁二丁目

同 弥 七

かじ木町

同 儀 助

過書町

△ 同 忠次郎

藤右衛門町

同 利 助

同 丁

同 宇兵衛

今ばし一丁目

十人 平野屋五兵衛

四けん町

同 仁兵衛

本町二丁目

同 新兵衛

今ばし二丁目

同 孫兵衛

北濱一丁目

同 平九郎

かざりや町

同 八郎兵衛

(7)

(8)

大阪書林 心齋橋 河 宗
安土町

翻刻飛脚関係摺物史料(二) (藤村)

今ばし二丁目	同	鴻	池善右衛門	尼が崎町一丁目	同	作次郎
同 丁	△ 同	善五郎	玉水丁	同	同	安兵衛
いづみ町	△ 同	新十郎	中せんべ丁	同	同	源兵衛
尼が崎町一丁目	△ 同	猶藏	ひごしま丁	同	同	亦兵衛
今ばし三丁目	十人	庄十郎	内平ノ町二丁目	十人	米屋平太郎	
同 丁	同	篤兵衛	尼が崎町二丁目	十人	同	伊太郎
同 丁	同	伊助	内平ノ町二丁目	十人	同	長兵衛
尼が崎町一丁目	△ 同	市兵衛	平の町二丁目	同	同	喜兵衛
同 丁	同	重太郎	瓦町二丁目	同	同	多兵衛
いづみ町	同	彦三郎	近江丁	同	同	喜代松
大川丁	同	与三吉	あへじ町二丁目	同	同	儀兵衛
玉水丁	△	加嶋屋久右衛門	瓦町二丁目	同	同	分兵衛
同 丁	△ 同	十郎兵衛	油町一丁目	同	國分屋弥兵衛	
大川丁	△ 同	作兵衛	南笠や町	同	同	吉兵衛
舟町	十人	作五郎	宗右衛門丁	同	同	藤兵衛

(11)

あへじ町一丁目	米屋恒七	同 四丁目	同 権兵衛
京ばし四丁目	同 三十郎	そねさき新地一丁目	同 萬助
材木町	同 武右衛門	江戸堀五丁目	同 徳四郎
堂嶋中一丁目	同 与三吉	中のしま	△ 升屋平右衛門
安土町二丁目	十人 炭屋安兵衛	南久太二丁目	十人金座下買
瓦町一丁目	同 善五郎	天満市のかへ	同 傳兵衛
平の町一丁目	十人 同 彦五郎	高らいばし一丁目	同 利助
同 三丁目	同 萬兵衛	同 三丁目	岩城店 同 庄右衛門
北ほりへ三丁目	同 弥吉郎	上人町	同 油屋竹之助
本町五丁目	同 源藏	同 丁	同 治兵衛
北久太三丁目	十人金座下買	備後町一丁目	同 善兵衛
同 二丁目	近江屋半左衛門	安土町一丁目	同 錢屋権右衛門
同 三丁目	同 宇八	同 二丁目	同 忠兵衛
同 丁	同 専助	石灰丁	同 清右衛門
立うり堀	△ 同 休兵衛	びんご町四丁目	同 左兵衛
			同 左市郎

石灰丁	同	市兵衛	布や町	同	藤四郎
本町一丁目	同	宗兵衛	かいふぼり	同	天満屋勝右衛門
塩町二丁目	同	小四郎	内本町一丁目	同	徳兵衛
安どうし町三丁目	同	庄兵衛	天満十一丁目	同	半兵衛
老松丁	綿	屋きく	新天満町	同	大津屋伊兵衛
天満九丁目	同	多兵衛	長ほりとんだや丁	同	茂兵衛
摂津国丁	同	宗兵衛	あへじ町一丁目	同	新助
湊はし丁	同	三十郎	順慶町五丁目	同	大和屋利右衛門
吉左衛門丁	同	勝三郎	弥左衛門町	同	忠次郎
上なんバ丁	同	義三郎	本京はし丁	同	喜兵衛
北濱一丁目	同	善九郎	常安うら町	同	かミ屋佐兵衛
豆葉丁	堺	屋次郎兵衛	宗右衛門丁	同	吉兵衛
立慶町	同	利兵衛	元ふしミ坂町	同	平蔵
納や町	△	鎔屋六兵衛	尼が崎町一丁目	同	河内屋勘四郎
車町	同	勘兵衛	内平野町	同	又右衛門
木津川町	同	次郎右衛門	玉造	同	長三郎
津村南ノ丁	伊勢屋利兵衛		堂じま	△	播磨屋仁兵衛
元ふしミ坂町	同	平蔵	南ほりへ四丁目	同	忠兵衛

(12)

京ばし四丁目	同	新兵衛
ざこば町	柴屋孫四郎	
大和丁	同	六兵衛
ごぶく町	節屋庄右衛門	
江戸堀二丁目	同	長兵衛
上福しま	木綿屋源兵衛	
日本ばし五丁目	同	喜兵衛
北久宝四丁目	塩屋喜兵衛	
弥左衛門丁	同	利兵衛
中ノしま	△	山家屋松之助
長町七丁目	同	勘兵衛
大川丁	袴屋嘉助	
安土町二丁目	同	庄助
南なべや町	吉野屋久右衛門	
南本町四丁目	同	源四郎
南堀江四丁目	加賀屋林兵衛	
順慶町一丁目	同	清蔵

(13)

ぶんご町	泉屋盛	六
立うりぼり西ノ丁	同	三次郎
天満砂原やしき	同	利兵衛
上人町	越後屋善太郎	
桑名町	山口屋庄兵衛	
高らいばし一丁目	三井八郎右衛門	
同	同	元之助
嶋町	大黒屋源兵衛	
江戸堀二丁目	大塚屋源右衛門	
安どうし町五丁目	大もんじ屋弥兵衛	
すゞ木丁	大和田や善兵衛	
山田丁	大庭屋市兵衛	
あはばし丁	木津屋唯七	
寺じま丁	木地屋伊右衛門	
傳馬丁	木屋九兵衛	
尼が崎町一丁目	竹川屋彦太郎	

十人

十人

- | | |
|---------------------------------|---------|
| 北久太四丁目 | 松 屋伊兵衛 |
| 塩町三丁目 | 小橋屋彦九郎 |
| かじ木町 | 白木屋新之助 |
| 農人町 | 山本屋伊右衛門 |
| 南久宝五丁目 | 谷 屋勢 い |
| <small>(磯根・岡カ)</small>
〇 三丁目 | 丸 屋伊兵衛 |
| 堂じま舟大工町 | 鳥羽屋善兵衛 |
| 安どうじ町二丁目 | 丹波屋忠兵衛 |
| 石津町 | 阿波屋宇兵衛 |
| 南濱町 | 灰 屋平右衛門 |
| 南本町二丁目 | 紀國屋庄三郎 |
| 内本町上三丁目 | 分銅屋新左衛門 |
| 南問や町 | 亀 屋善兵衛 |
| 船大工町 | 難波屋太 吉 |
| 津村西ノ丁 | 毛馬屋茂三郎 |
| 安どうしはし二丁目 | 小堀屋久五郎 |
| 長ほり橋本町 | 漆 屋善兵衛 |

(14)

- | | |
|----------|---------|
| 北濱二丁目 | 長濱屋伊太郎 |
| 天満地下町 | 姫路屋次郎兵衛 |
| 常安町 | 日野屋九兵衛 |
| 同 丁 | 塩飽屋清右衛門 |
| 京はし六丁目 | 醍醐屋八郎兵衛 |
| 京町ほり四丁目 | 備前屋清五郎 |
| 天満十一丁目 | 福田屋太右衛門 |
| 北ノ新地二丁目 | 岡本屋百之助 |
| 高らいばし一丁目 | 嶋田八郎左衛門 |
| 谷町三丁目 | 吉村屋喜兵衛 |
| 御堂前丁 | 荒物屋久左衛門 |
| 西高津丁 | 柏 屋太兵衛 |
| 安治川南一丁目 | 井筒屋彦四郎 |
- 十人
- | | |
|---------|---------|
| 瓦町二丁目 | 川崎屋三右衛門 |
| 江戸ほり三丁目 | 竹 原和 助 |
| 宗右衛門丁 | 明石屋太 七 |

平ノ町三丁目

古金銀取扱口(不明)

浅田新吉

内本橋詰丁

金銀下買(不明)

最上屋善兵衛

谷町三丁目

灰吹屋藤三

井上屋宇十郎

うつぼ

初瀬町

伊丹屋元三郎

高津五右衛門丁

榎並屋庄藏

新あへじ町

津國屋忠藏

北久太二丁目

都倉屋与兵衛

瓦町一丁目

鉄屋庄左衛門

よしのや丁

辰巳屋久左衛門

長ほり

住友甚兵衛

かじ木町

千艸屋宗十郎

玉水丁

嶋屋市兵衛

平ノ町二丁目

茨木屋安右衛門

過書町

塩屋市之助

長ほり

ざご屋三郎兵衛

舟町

助松屋忠兵衛

長ほり

蒲嶋屋次郎兵衛

豆葉丁

具足屋七右衛門

宗右衛門丁

川口屋喜助

今ばし二丁目

高木屋五兵衛

北濱二丁目

高池屋三郎兵衛

尼が崎町一丁目

井筒屋平次郎

今ばし一丁目

山本三太郎

西信町

布屋甚九郎

北久太二丁目

同善兵衛

舟町

同半兵衛

(15)

堂嶋米方遣来兩替

(16)

堂嶋濱三丁目

豊嶋屋安五郎

同二丁目

難波屋多助

同三丁目

米屋三右衛門

舟大工町

鶺屋善助

同 丁

加嶋屋藤 七

九月 八日 九日

同 丁

鳥羽屋善 兵衛

十月 晦日

(17) 亀井町

鋸屋佐 兵衛

十一月 朔日

心齋町

松屋作 兵衛

十二月 小ノ月 大ノ月

平の町一丁目

柴屋長 蔵

廿七日限 廿八日限

瓦町二丁目

米屋覚 兵衛

(4)

兵庫灘每日出刻

六八

西国筋早飛脚所堂嶋堺屋兵庫灘西国筋米飛脚

九ツ半時定

出所年中休日定并出刻

(5) 同早便每日出刻

五ツ時 四ツ半時

(1)

兵庫灘

八ツ時

米飛脚出所

(6) 播州路一圓每日出シ

(2) 年中休日定

(7) 泉州路每日出シ

(3) 正月 四日始 十五日 十六日

(8) 池田 伊丹 三田

江州路 伊賀 伊勢 毎日出

三月 二日 三日 十日

五月 四日 五日

六月 廿五日

七月 十三日 十四日 十五日 十六日

(9)

右之外諸方臨時日限、時限、別仕立、何時にても
請負差立申候、何卒御用向被仰付被下候様奉頼上

候、以上

(10)

大坂堂嶋渡辺橋角

堺屋記次郎

西国筋早飛脚所

出店同所少シ東

堺屋佐兵衛

六九 伏見通日雇頭仲間名印鑑

(青袋)

伏

通日雇頭仲間名印鑑

見

(本紙)

嘉永七甲寅年三月再興被為 仰付候

伏

通日雇頭仲間名印鑑 (印「伏見/日雇方」)

見

(1) 下油掛丁家持

津島屋彌 平 (印)

上南部丁家持

翻刻飛脚関係摺物史料 (二) (藤村)

南組塩屋町家持

津國屋九左衛門 (印)

丹後屋善左衛門 (印)

御駕籠町家持

伊勢屋八兵衛 (印)

上南部丁家持

津國屋治兵衛 (印)

南組塩屋町家持

牧方屋作兵衛 (印)

本鐘木町家持

牧方屋伊兵衛 (印)

上南部丁家持

津國屋太郎兵衛 (印)

南組塩屋町丹後屋善左衛門同居

丹後屋為作 (印)

車町家持

越前屋定助 (印)

(2) 備後丁家持

津國屋元 七㊦

上南部丁家持

津國屋徳兵衛 ㊦

兩替町老丁目竹屋清八店

伊勢屋清 七㊦

南濱丁丹波屋長兵衛店

坂井屋市兵衛 ㊦

南組塩屋町山崎屋かね店

和泉屋五兵衛 ㊦

伯耆町家持

晒屋庄三郎 ㊦

南組塩屋町大津屋太郎兵衛店

駿河屋多助 ㊦

南組塩屋町大津屋太郎兵衛店

笠屋市三郎 ㊦

南組塩屋町醍醐屋八兵衛店

越川屋亀吉 ㊦

周防丁家持

加賀屋清藏 ㊦

(3) 御堂前丁家持

津國屋茂八 ㊦

兩替町老丁目安田屋五郎兵衛店

政田屋倉吉 ㊦

南組塩屋町大津屋太郎兵衛店

近江屋半八 ㊦

本材木丁灘屋市右衛門店

灰屋長助 ㊦

本鐘木町家持

晒屋重吉 ㊦

南組塩屋町大津屋太郎兵衛店

山田屋半六 ㊦

丹後町家持

加賀屋平右衛門 ㊦

下風呂屋町家持

坂井屋藤吉 ㊦

本鐘木町巴屋長太郎店

(4)

伯耆町晒屋庄三郎店

備中屋菊 蔵[㊦]

福島屋與 吉[㊦]

南組塩屋町高田屋藤左衛門店

越後屋勝五郎[㊦]

本鐘木町高井屋武右衛門店

廣島屋庄治郎[㊦]

車町茶染屋与右衛門店

萬屋音吉[㊦]

南組塩屋町山崎屋かね店

美濃屋源治[㊦]

丹後町丁中店

大坂屋若吉[㊦]

南組塩屋町大津屋太郎兵衛店

菱川屋藤兵衛[㊦]

南組塩屋町山崎屋かね店

榊屋清左衛門[㊦]

南組塩屋町山崎屋かね店

翻刻飛脚関係摺物史料(二) (藤村)

和泉屋五兵衛同居

上總屋市 蔵[㊦]

上油掛丁家持

木津屋弥太郎[㊦]

国立史料館所蔵出羽国村山郡山家村山口家文書

七〇 定飛脚所嶋屋佐右衛門諸国飛脚差立定日

諸国飛脚差立定日

一 東海道筋 早便一二四六八九ノ日

京大坂 並便二六九ノ日

正月は二日夕差立、十六日相休、十七

日早並共差立申候

七月は十六日相休、十七日早並共差立

但 申候

九月は九日相休、十日右同断

十二月は並便廿六日限り

一 西上州藤岡

高崎伊勢崎

一六ノ日

但 正月は六日夕差立申候
十二月は廿六日限り

二六七

東上州桐生

一四九ノ日

せともの町

足利大間々

定飛脚所
嶋屋

正月は四日々差立申候

月日

但七月は十四日相休、十六日差立申候

十二月は廿六日限り

佐右衛門

日光道中

国立史料館所蔵武蔵国幡羅郡下奈良村吉田家文書

一野州奥州筋 一五八ノ日

七一 定飛脚嶋屋佐右衛門諸国飛脚差立定日

仙臺まで

諸國飛脚差立定日

正月は五日々差立申候

一 東海道筋 早便一二四六八九ノ日

但十二月は廿三日限り

一 京大坂 並便二六九ノ日

尤十二月廿一日、廿三日は金銀御状斗

水戸岩城

正月八二日々差立、十六日相休、十七

一相馬通り 七ノ日 但

日早並共差立申候

正月は七日々差立申候
十二月七日限り

但 七月八十六日相休、十七日右同断

奥州街道

但 九月八九日相休、十日右同断

一会津通り 三ノ日 但

十二月八廿六日限り

越後水原迄

正月は十三日々差立申候
十二月は十三日限り

右之通、毎月飛脚差立申候、以上

一 西上州藤岡

正月六日々差立申候

一 高崎伊勢崎

十二月廿六日限り

東上州桐生

三十ノ日

但 正月六日ノ差立申候、
十二月廿六日限、

七二 定飛脚京屋、山田屋飛脚差立定日

足利大間々

日光道中

十二月廿六日限、

飛脚差立定日

野州奥州筋

一五八ノ日

但 正月五日ノ差立申候、十
二月廿三日限、尤十二月
廿一日、廿三日ハ金銀御
状斗り

京 大坂

朔日

二日 四日 六日 八日

水戸岩城

一相馬通り

七ノ日

但 正月七日ノ差立申候
十二月十七日限り

同 並便

二日 六日 九日 十二日 十六日

十九日 廿三日 廿六日 廿九日

奥州街道会津通并

中仙道三國通越後水原迄

三ノ日

但 正月十三日ノ差立申候
十二月十三日限り

甲府 御定便

四日 九日 十四日 十九日 廿四日

廿九日

右之通毎月飛脚差立申候、以上

せともの町

定飛脚

嶋屋佐右衛門

東上州

四日 九日 十四日 十九日

廿四日 廿九日

藤岡高崎

並ニ中仙道筋

廿五日 晦日 小ノ月ハ廿九日差立

西上州

五日 十日 十五日 廿日

廿五日 晦日 小ノ月ハ廿九日差立

奥州筋

朔日

五日 八日 十一日 十五日
十八日 廿一日 廿五日 廿八日

東海道筋

早便

十八日 十九日 廿一日 廿二日 廿四日
廿六日 廿八日 廿九日

東海道筋

早便

十八日 十九日 廿一日 廿二日 廿四日
廿六日 廿八日 廿九日

東海道筋

早便

十八日 十九日 廿一日 廿二日 廿四日
廿六日 廿八日 廿九日

東海道筋

早便

十八日 十九日 廿一日 廿二日 廿四日
廿六日 廿八日 廿九日

東海道筋

早便

十八日 十九日 廿一日 廿二日 廿四日
廿六日 廿八日 廿九日

東海道筋

早便

十八日 十九日 廿一日 廿二日 廿四日
廿六日 廿八日 廿九日

東海道筋

早便

十八日 十九日 廿一日 廿二日 廿四日
廿六日 廿八日 廿九日

右之通ニ御座候、以上

(印)「日本橋室町式丁目

定飛脚

京 屋弥 兵衛

山田屋八左衛門」

大阪城天守閣所蔵文書

七三 三十石登船便覧

(1)

淀川方角 上船綱場案内

(八軒家、天満はしから伏見、宇治川迄の兩岸地名、川、渡し、綱ひく場などの図あり、略す)

(2)

三十石登船便覧

淀川の水上に向ひ、左りハ西 右は東 夫旅人淀川のふねに乗て所を問ふに、船子ニこたゆるものなし、故に其凡をしらしめんが為、左にしろす

(3)

「はじめて引、西つ、ミ」(「」は白抜を示す。以下同様)

天満の川崎が上り、木むらつ、ミを長柄の三つ頭迄を引、引て舟ニのり、これが東堤へわたる

「二度目つな、東堤」

毛馬が上り赤川迄廿丁引て舟ニのり、西つ、ミへわたる

「三度目つな、西つ、ミ」

柴しまの三番が上り、さらし堤を平田の番所のまへをとり、江口迄凡巻り余引、江口川をわたる斗ニ舟ニのり

但、しん川にて川ほり来る也、この川あさき時ハ守口へもまはる

「四度目つな、西つ、ミ」

「ツ屋が上り、鳥飼つ、ミを柱本打こし、三嶋江迄二り余り引て、此所が十丁斗さしのぼり、東堤へわたる

但、はしら本にて川ほり来る

「五度目つな、東堤」

伊加が村、字ハ三ツ矢尻、此所が上り、牧方迄廿丁引て舟ニのり、それが十四五丁さしのぼり、西つ、ミへわたる

る

但、三ツ矢尻にて、くらはんか舟付る。これを上へ五十丁の間を商ふ

「六度目つな、西つ、ミ」

大家の下より上り、三丁斗引て川あり、此所を舟ニのり、五六丁さしのぼる也、但、川あさく洲出たる時ハ四十五丁もまへる

「七度目つな、西つ、ミ」

鴨しま、字ハ鳥が下、此所を上り、前しまを引のぼり、川あしき時ハ道西迄、川よき時ハ鶴殿迄引のぼる

但、鳥がしたにて、川ほり来る

「八度目つな、東堤」

楠葉を上り、やハたの上り場、橋本を打こし、樋上迄一り余引て舟ニのり、淀の小はしの上迄三十丁余さしのぼる也

但、早打つゝきて水すくなき時ハ、淀のしも、西のきしを断て引事も有、また淀、小はしの近くニいたれバ、船がつなひきたのむの声あり

(翻刻飛脚関係摺物史料(二) (藤村))

「九度目つな、西つ、ミ」

淀の黒門を上り、三栖の入口黒門迄四十丁余引て、つなをたぐり納め、夫を伏見の舟着迄十丁斗さしのぼる也

(4)

淀の橋、天満橋の下ハ大切の場所ニ付、さわぎたまふべからず、○まへ嶋、ひら方までの内、酒汁、餅をうる船あり、俗ニくらわんかといふ、柱本にて酒汁をうる船あり、毛馬を酒もちの田染をうる船有り、○晝夜ともニ雨風の節、船途中にてかゝる事あり、弁当御持参可被成候、○多分の金銀、荷物を持、船へ御乗被成候は悪敷奉存候、御用心可被成候、以上

(5)

東國筋

今ばし西詰角

京 飛 脚 屋

天満屋六兵衛

北國筋